

2025 年度愛知県交通安全計画(案)の要旨

1 愛知県交通安全実施計画の作成の根拠

都道府県は、第 11 次愛知県交通安全計画の基本方針に従い、交通安全対策会議において、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画を作成しなければならない（交通安全対策基本法第 25 条第 3 項）。

2 交通安全実施計画の概要

I 2025 年度愛知県交通安全実施計画の目標

II 愛知県の交通事故の現況

III 講じようとする施策

第 1 節	道路交通環境の整備	第 6 節	救助・救急活動の充実
第 2 節	交通安全思想の普及徹底	第 7 節	被害者支援の充実と推進
第 3 節	安全運転の確保	第 8 節	研究開発及び調査研究の充実
第 4 節	車両の安全性の確保	第 9 節	鉄道交通の安全
第 5 節	道路交通秩序の維持	第 10 節	踏切道における交通の安全

3 2025 年度愛知県交通安全実施計画の目標（P 1）

第 11 次愛知県交通安全計画に掲げる目標

「2025 年までに年間の 24 時間死者数を 125 人以下、重傷者数を 600 人以下とする。」

4 本県の交通事故情勢

○ 過去 5 年間ににおける県内の交通事故発生状況（P 2）

年		2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
区分						
自動車保有台数(千台)		5,398 (101)	5,384 (101)	5,357 (101)	5,338 (100)	5,329 (100)
運転免許人口(千人)		5,152 (100)	5,148 (100)	5,138 (100)	5,134 (100)	5,131 (100)
人口(千人)		7,465 (99)	7,481 (99)	7,497 (99)	7,516 (100)	7,542 (100)
高齢者(千人)		1,928 (101)	1,923 (101)	1,919 (101)	1,918 (101)	1,907 (100)
人身事故	件数(件)	③ 24,506 (99)	③ 24,547 (99)	③ 23,825 (96)	③ 24,185 (97)	① 24,879 (100)
	死者数(人)	② 141 (92)	② 145 (94)	② 137 (89)	⑦ 117 (76)	② 154 (100)
	負傷者数(人)	② 28,822 (98)	③ 28,990 (98)	③ 28,072 (95)	③ 28,631 (97)	① 29,559 (100)
	重傷者数(人)	760 (101)	741 (98)	668 (89)	668 (89)	754 (100)

○ 2024 年中の交通死亡事故の特徴（P 3 から P 5）

【当事者別】

区 分		2024年(141人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
当 事 者 別	歩 行 者	57	40.4%	-4	-6.6%
	自 転 車	23	16.3%	-2	-8.0%
	特 定 小 型 原 付	0	0.0%	0	—
	一 般 原 付	12	8.5%	3	33.3%
	自 動 二 輪	18	12.8%	-2	-10.0%
	自 動 車	31	22.0%	1	3.3%
	そ の 他	0	0.0%	0	—

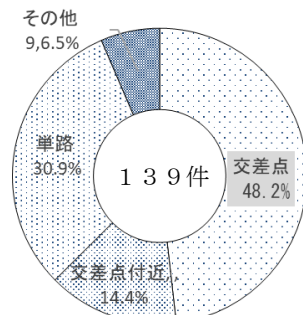
【年齢層別】

区 分		2024年(141人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
年 齢 層 別	こども (15歳以下)	3	2.1%	1	50.0%
	若 者 (16~24歳)	7	5.0%	-6	-46.2%
	一 般 (25~64歳)	54	38.3%	-6	-10.0%
	高齢者 (65歳以上)	77	54.6%	7	10.0%

【主な事故類型別】

区 分		2024年(4類型96人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
事 故 類 型 別	横 断 中	36	25.5%	-5	-12.2%
	出 合 頭	21	14.9%	-7	-25.0%
	車両単独	32	22.7%	10	45.5%
	正面衝突	7	5.0%	5	250.0%

【道路形状別】



5 講じようとする新たな施策（P 6からP110）

(1) 名古屋高速道路における逆走対策（P12 中段）

逆走及び歩行者、自転車、原付等の誤進入防止のための看板や路面標示等の整備と広報啓発活動を推進する。

（第1節 道路交通環境の整備、3 幹線道路における交通安全対策の推進、(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進）

(2) 高齢者等の移動手段の確保・維持（P17 上段）

広域的・幹線的なバス路線の確保維持のための支援やコーディネーター派遣等による公共ライドシェアの立ち上げ支援等を推進する。

（第1節 道路交通環境の整備、5 高齢者等の移動手段の確保・充実、(1) 移動手段の確保・維持）

(3) 自動運転時代の次世代 I T S の実現に向けた V 2 X※通信の実証・実装の推進（21P 上段）

交通渋滞の解消や環境負荷の低減等、自動車運転時代の次世代 I T S の実現に向けた実証・実装を推進する。

（第1節 道路交通環境の整備、10 高度道路交通システム（ITS）の活用、(1) 道路交通情報通信システムの整備）

(4) 自転車の通行ルールの周知徹底（P 49 下段）

2026 年 4 月 1 日に施行予定の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」の適用に向け、わかりやすい教材を制作・配付するほか、指導取締りや通行環境の整備を推進する。

（第2節 交通安全思想の普及徹底、3 交通安全に関する普及啓発活動の推進、(4) 自転車等の安全利用の推進）

(5) 気象知識等の普及（P 106 上段）

運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、新たに、気象情報等の利用方法等に関する講習会を開催する。

（第9節 鉄道交通の安全、3 鉄道の安全な運行の確保、(4) 気象情報等の充実）

6 その他の新たな施策

(1) 小型モビリティ「ペダル付き電動バイク」に関する交通ルールの周知等（P41 上段）

(2) 運転免許のオンライン更新時講習（P60 下段）

(3) マイナンバーカードと運転免許証の一体化（P66 中段）

※V 2 X（Vehicle to Everything の略）

「自動車」と「あらゆるモノ」を繋げる国際的ITS用周波数（5.9GHz帯など）を用いた無線通信技術の総称。ITS（Intelligent Transport Systems）の主要な要素の1つとして近年特に注目されており、V2Xの発展は交通安全だけでなく、交通渋滞の解消、環境負荷の低減、快適な移動体験の提供など、多様な分野での活躍が期待されている。